



移住支援制度

【令和7年度版】

支援制度の利用には
事前の
「移住相談登録」
が必要です

都城市移住・定住サポートセンター

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 都城市役所5階
TEL : 0986-23-2542
mail : sousei@city.miyakonojo.miyazaki.jp



● 対象者

- 移住前の市区町村に都城市への転出届を出した日より前に、都城市移住・定住サポートセンターに移住相談登録をした方で、転入直前の3年以上、都城広域定住自立圏を構成する都城市、三股町、曾於市、志布志市以外の市区町村に在住し、令和7年4月1日以降に転入し、本市及び転入する前の市区町村において、税の滞納がない方
 ※転勤により転入された方、新卒採用者及び国家公務員はこの給付金の対象外です。
- 転入後3か月以上1年以内の方
- 本市に10年以上居住する意思を有している方
- 下記①～⑦のいずれかに該当している方
 ※風営法上の営業を行う事業所及び金融機関以外の資金の融通を業とする事業は対象外
- ① 都城市に転入後、9か月以内に正社員（週20時間以上勤務の無期雇用契約に基づく就業者で、雇用保険の被保険者等）として就職され、3か月以上在職し、かつ5年以上継続して勤務する意思を有している方
- ② 事業所に正社員（週20時間以上勤務の無期雇用契約に基づく就業者であって、雇用保険の被保険者等）として雇用されている方で都城市に転入後も転入前と同じ事業所で正社員として継続雇用される方
 ※①②は、申請の日から5年以上の期間、転出を要する転勤がないことを勤務先の事業所が証明した方に限ります。
- ③ 都城市に転入する前と同じ事業を行う個人事業主又は法人の役員等であって、5年以上事業を継続する意思を有し、事業内容について市長の承認を受けた方
- ④ 都城市に転入後、起業した人であって、次の要件をすべて満たしている方
ア 宮崎県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた方。
 イ 移住応援給付金の申請日から起算して5年以上、当該事業を継続する意思を有している方
- ⑤ 都城市に転入後、事業承継した人であって、次の要件をすべて満たしている方
 ア 県内の事業承継支援機関により支援を受け、事業承継が成立した方であって、事業内容について、市長の承認を得ること
 イ 個人事業、株式会社、合同会社等の事業を承継し、その代表となった方
 ウ 給付金の申請の日から5年以上、当該承継した事業を継続する意思を有していること
- ⑥ 本市に転入後、就農した方で、青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受け給付金の申請の日から5年以上、当該認定を受けた計画を継続する意思がある方
- ⑦ 宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領又は宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領の支給要件を満たす方
 （東京圏、大阪圏、名古屋圏、福岡県から移住し、一定の要件を満たす方）



● 支援額

区分	基礎給付額	子ども加算（18歳未満の子※1）	中山間地域等居住加算※2
単身	60万円	—	1人当たり20万円 （最大100万円） 中山間地域に居住後、 3か月経過後に加算対象
世帯	100万円	1人当たり100万円 （最大300万円）	

※1 申請日が属する年度の4月1日前において、18歳未満であるもの

※2 中山間地域等…志和池、庄内、西岳、中郷、山之口、高城、山田、高崎地区

<注意>

給付金の申請日から3年未満に転出した場合又は1年以内に離職した場合は、全額返還、3年以上5年以内に転出した場合は半額返還、5年を超えて10年以内に転出した場合は4分の1返還となります。

また、中山間地域等の加算を受けた場合、給付金の申請の日から3年未満で都城市内の中山間地域等以外に転居した場合は加算された額の全額の返還、3年以上5年以内に中山間地域等以外に転居した場合は半額の返還、5年を超えて10年以内に中山間地域等以外に転居した場合は4分の1の返還となります。

【注意】

令和7年度の移住応援給付金は、令和7年4月1日以降に移住した方が対象です。また、移住応援給付金は本人だけでなく同一世帯の方も重複して交付されません。申請は世帯で1回限りです。支援制度についての詳細は、移住・定住サポートセンターにお問い合わせください。

都城市出身者の地元就職を支援!!



<申請期限>

- ・転入後1年以内
- ・大学等卒業時に本市に住民登録を有していた者は大学等卒業後1年以内

<支援方法>

返還した翌年度に、返還した額の2分の1を支援します。

●対象者

- 高校卒業時に本人又はその法定代理人が市内に居住していた方
- 大学等卒業後に本市に住民登録を有している方
- 市外出身者で本市に所在する大学等を卒業したもの
- 大学等在学中に奨学金を借り入れ、返還中または返還予定の方
- 補助金の交付申請日において、大学等を卒業した日の翌日から5年を経過していないこと
- 下記①～③のいずれかに、令和3年4月1日以後に正規雇用の従業員等として就職し、現に就労していること
 - ① 本市に本店のある事業所
 - ② 都城市企業立地促進条例に規定する指定事業者が設置した事業所
 - ③ 本市外に本店があり、この補助金の交付の申請をしようとする者との雇用契約において、勤務地条件を本市のみとする事業所

※正規雇用とは、就労時間が週20時間以上の無期雇用者をいいます。

●支援額 年間最大12万円（返還額の2分の1）

●支援期間

奨学金返還終了まで。ただし、下の表の限度額に達した場合は、その時点まで。

奨学金の貸与を受けた年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
限度額	30万円	60万円	90万円	120万円	150万円	180万円

お試し滞在制度

仕事・住居探し等で都城市を訪れる方へ



●対象者

- 市外に住所がある方
- 本市に滞在する前日までに移住相談登録をした方
- 都城市に移住・定住する意思があり、次のいずれかの活動のために本市を訪れる方
 - ① 住居または仕事探し
 - ② 市内で実施されている体験活動等
 - ③ 就農を目的とした視察及び体験活動
 - ④ 市の文化、歴史や風土を知るための活動



●支援対象・支援額

- 市内の宿泊施設における宿泊費の2分の1（100円未満切り捨て）
 - お試し滞在に必要なレンタカー借上げ料（燃料費除く）の2分の1（100円未満切り捨て）
- ※パッケージ旅行（航空券+宿泊費）等で、ホテルの宿泊費が分かる領収書が発行されない場合は対象とはなりません。

●支援上限

宿泊費補助: 1泊当たり最大3,000円/人 通算10泊分まで
レンタカー補助: 24時間当たり最大2,500円 通算264時間分まで

●申請期限 宿泊後もしくはレンタカー借上後1月以内 または会計年度末のいずれか早い期日まで

<注意>

お試し滞在制度を利用するときは、当市に滞在する初日から申請日までの間で、移住・定住サポートセンターの担当者に移住相談（オンラインを含む）をする必要があります。

相談の日程等について、あらかじめ連絡ください。

【注意】

令和7年度の移住応援給付金は、令和7年4月1日以降に移住した方が対象です。また、移住応援給付金は本人だけでなく同一世帯の方も重複して交付されません。申請は世帯で1回限りです。支援制度についての詳細は、移住・定住サポートセンターにお問い合わせください。

あなたの就職・転職をサポートします！

都城市では、無料職業紹介事業により、移住・定住を目的とした就職活動をサポートしています。

無料職業紹介事業

求人情報の紹介や企業情報などの情報提供、さらに、履歴書の書き方などをサポート

【対象者】

都城市に移住・定住を考えている方

【利用方法】

1. 都城市移住・定住支援サイトの右の雇用相談登録フォームから雇用相談登録をしてください。
2. 雇用コーディネーターが登録されたメールアドレス宛にご希望に沿った求人情報をお知らせします。
3. お送りした求人情報の中に、気になる企業や求人情報があった場合は、雇用コーディネーターにご相談ください。



雇用相談登録フォーム

ペーパードライバーの方もお安心ください！

移住者運転技術向上応援事業

運転に不慣れな移住者の方に、市内の自動車教習所でペーパードライバー講習を受けた際の講習費用に対して補助

【対象者】 次の要件を全て満たす方

1. 転入前に都城市で移住相談登録を行った方
2. 令和3年4月1日以降に転入した方
3. 転入してから1年以内に、市内自動車教習所でペーパードライバー講習を受講した方

【補助額】

ペーパードライバー講習に要した費用の2分の1（2回分まで）

